

市第 118 号議案 横浜市職員に対する期末手当 及び勤勉手当に関する条例等の一部改正（消防局関係部分）

1 趣旨

刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」）の施行に伴う所要の整理のため、消防局が所管する条例の一部を改正します。

2 改正の対象となる条例

- 横浜市消防表彰条例（昭和 23 年 10 月横浜市条例第 58 号）
本市の消防上功労があると認められるものに対する表彰について定めたもの。
- 横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 65 号）
本市消防団員の定員、任免、給与及び服務等について必要な事項を定めたもの。
- 横浜市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年 6 月横浜市条例第 86 号）
本市消防団員が退職した場合において、その者に退職報償金を支給することについて、必要な事項を定めたもの。

3 改正概要

刑法等一部改正法により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことから、条文中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

その他、所要の文言の整理を行います。

4 施行日

令和 7 年 6 月 1 日